

(証券コード 7829)
2022年5月11日

株 主 各 位

東京都港区三田一丁目4番1号
株式会社 サマンサタバサジャパンリミテッド
代表取締役社長 門田 剛

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を尽くしますが、株主さまにおかれましては、健康と安全、感染拡大防止の観点から、議決権の行使は書面（郵送）により行使し、当日のご来場は自粛することをご検討ください。書面によって議決権を行使する際には、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年5月25日（水曜日）午後6時までまでに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午後1時30分
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi
田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町 ホール4C
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第28期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
2. 第28期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

~~~~~  
【新型コロナウイルス感染拡大に伴うご来場自粛と感染予防対策についてのご案内】

当日のご来場は感染の回避のため自粛することをご検討ください。本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本年はご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ※ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.samantha.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ※ 本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

**【株主総会参考書類等の電子提供に関するお知らせ】**

2022年9月1日に、株主総会参考書類等の電子提供制度を定めた改正会社法が施行され、すべての上場会社に適用されます。これに伴い、2023年3月以降に開催される株主総会につきましては、株主総会参考書類等を自社のウェブサイトに掲載し、株主さまには、当該ウェブサイトへのアクセス方法等を記載した簡易な招集ご通知のみをお届けすることになります。

ただし、株主総会参考書類等を書面で受領することを希望される株主さまは、その旨のお申し出（「書面交付請求」といいます。）をしていただくことも可能です。書面交付請求のお手続きは、株主総会の基準日（定時株主総会であれば毎事業年度の末日）までお願いいたします。詳しくは、口座を開設されている証券会社、もしくは当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行へお問い合わせください。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出・延長、まん延防止等重点措置の適用が各自治体において断続的に行われ、全国的に経済活動が停滞し、個人消費の低迷が続きました。10月以降は、ワクチン接種も進み、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されたことで、経済活動が再開され、個人消費も上向きましたが、12月には、新たな変異株（オミクロン株）の出現による感染再拡大により、景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

当社グループが属するファッション・アパレル業界におきましては、政府や自治体の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等の実施により、外出自粛による消費低迷や購買志向の変化、インバウンド客数の減少等により厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社グループは全国の店舗におきまして、お客さまと従業員の健康と安全を最優先に考え、感染防止の取組みを実施した上で営業を続けてまいりました。

基幹ブランドであるサマンサタバサからはSDGsへの取組みとして、エシカルなファッションを提案する新ライン「Samantha Green by Samantha Thavasa」がデビューし、名古屋、札幌、有楽町にて期間限定のPOP UP SHOPを開催いたしました。通常の店舗におきましては認知度、訴求力の高いインフルエンサーやキャラクターのコラボ企画商品をECと連動して展開し、売り上げの回復を図ってまいりました。また、社会環境が大きく変化した今、お客様のライフスタイルやそれに伴うニーズに対応すべく、顧客接点の拡大を図るために、インスタグラムLIVE配信など各種SNSを用いた商品情報の発信力強化も進めております。一方で仕入れの抑制や在庫販売の強化、広告宣伝費、販売促進費などの経費削減にも努めてまいりました。

当期の当社グループにおける店舗展開は、以下のとおりです。

バッグ事業は1店舗の出店、10店舗の退店、ジュエリー事業は3店舗の出店、3店舗の退店、アパレル事業は5店舗の出店、10店舗の退店、海外事業は1店舗の出店、8店舗の退店となった結果、当社グループ合計で前年度末比21店舗純減し、当連結会計年度末の店舗数は288店舗となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は253億66百万円（前年度比12.3%増）、営業損失は27億55百万円（前年度は35億21百万円の損失）、経常損失は24億95百万円（前年度は35億99百万円の損失）、固定資産の減損損失16億12百万円を計上したことにより、税金等調整前当期純損失40億56百万円（前年度は99億83百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失41億52百万円（前年度は100億49百万円の損失）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、1億31百万円であり、その主なものは、新規出店・改装投資であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、既存借入金のリファイナンス資金調達を目的として、総額115億円のシンジケートローンを組成しております。

## (4) 重要な企業再編等の状況

2021年9月18日付で、米国ハワイ州において店舗の運営とバッグの販売を行っていた当社の100%子会社「SAMANTHA THAVASA USA, INC.」を解散しました。

## (5) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化が見込まれること、また人々の消費行動やワークスタイルの変化にも対応すべく、EC事業やデジタルマーケティングを強化するとともに、在庫効率の改善、業務効率の改善による人件費抑制などの固定費削減等、各種施策を実施しながら、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移  
(企業集団の財産及び損益の状況)

| 区分                      | 第25期     | 第26期     | 第27期     | 第28期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|----------|----------|----------|-------------------|
|                         | 2019年2月期 | 2020年2月期 | 2021年2月期 | 2022年2月期          |
| 売上高(百万円)                | 27,744   | 23,550   | 22,594   | 25,366            |
| 経常利益又は経常損失(△)(百万円)      | 619      | △1,225   | △3,599   | △2,495            |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円) | △1,337   | △2,384   | △10,049  | △4,152            |
| 1株当たり当期純損失(△)(円)        | △37.90   | △67.55   | △186.23  | △63.06            |
| 総資産(百万円)                | 14,133   | 10,596   | 24,067   | 20,574            |
| 純資産(百万円)                | 3,200    | 438      | 6,792    | 2,517             |
| 1株当たり純資産額(円)            | 85.43    | 6.65     | 99.74    | 33.86             |

(注) △印は損失を表示しております。

(当社の財産及び損益の状況)

| 区分                 | 第25期     | 第26期     | 第27期     | 第28期<br>(当事業年度) |
|--------------------|----------|----------|----------|-----------------|
|                    | 2019年2月期 | 2020年2月期 | 2021年2月期 | 2022年2月期        |
| 売上高(百万円)           | 19,359   | 15,984   | 17,493   | 19,472          |
| 経常利益又は経常損失(△)(百万円) | 640      | △1,142   | △3,530   | △2,526          |
| 当期純損失(△)(百万円)      | △1,499   | △2,176   | △4,148   | △4,186          |
| 1株当たり当期純損失(△)(円)   | △42.48   | △61.67   | △76.88   | △63.58          |
| 総資産(百万円)           | 12,918   | 9,116    | 21,259   | 17,949          |
| 純資産(百万円)           | 2,900    | 339      | 5,753    | 1,557           |
| 1株当たり純資産額(円)       | 82.19    | 9.63     | 87.37    | 23.65           |

(注) △印は損失を表示しております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社コナカで、同社は当社の株式38,910千株（議決権比率59.1%）を保有しております。

### ② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で「商品の発注及び代金の支払業務の委託」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

### ③ 親会社との重要な財務及び事業方針等に関する契約等

当社は親会社との間で資本業務提携契約を締結し、店舗出店におけるノウハウ・情報共有や共同出店、広告宣伝活動の協働、商品供給による売上総利益の改善、物流拠点の相互利用、店舗運営におけるサービス向上、人材交流の多方面にわたり両社で共同して提携を推進することにより、収益性の改善及び競争力の強化に努めております。独立当事者間としての公正な取引価格として認められる基準により、取引を行うこととしております。

当社と親会社の間で利益相反の恐れがある取引及び重要な契約等を締結する際、当社役員である湖中謙介氏は親会社の役員を兼務しているため、本件意思決定の決議に参加しないこととして、利益相反を回避しております。

#### ④ 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                     | 資 本 金       | 議決権<br>比率 | 主な事業内容        |
|-------------------------------------------|-------------|-----------|---------------|
| 株式会社パーンデストロージパンリミテッド                      | 19百万円       | 100.0%    | アパレルの企画・製造・販売 |
| ノーマディック株式会社                               | 10百万円       | 100.0%    | バッグ等の企画・製造・販売 |
| Samantha Thavasa China Limited            | 200万香港ドル    | 100.0%    | バッグ・アパレル等の販売  |
| Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited | 3,600万中国元   | 100.0%    | バッグの販売        |
| Samantha Thavasa Singapore Pte. Ltd.      | 40万シンガポールドル | 51.0%     | バッグの販売        |
| STL Co., Limited                          | 120億5千韓国ウォン | 50.0%     | バッグの企画・製造・販売  |

- (注) 1. 連結対象子会社は上記6社を含め9社であります。なお、当連結会計年度の企業再編等については、「(4)重要な企業再編等の状況」をご参照ください。
2. ノーマディック株式会社は、2022年2月28日付で当社に事業を譲渡するとともに解散し、現在清算手続き中であります。

#### ⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容

バッグ、ジュエリー及びアパレルの企画・製造・販売を主な事業とする「ファッションブランドビジネス」を行っております。

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数          | 前連結会計年度末比増減  |
|---------------|--------------|
| 1,927 (558) 名 | 168名減 (76名増) |

(注) 従業員数は、就業人数であり、嘱託社員・契約社員・パート及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,158名 | 143名減     | 31.3歳 | 7.8年   |

(注) 従業員数には、嘱託社員・契約社員・パート及びアルバイトの419名は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先の状況

| 借入会社 | 借入先の名称     | 借入額 (百万円) |
|------|------------|-----------|
| 当社   | 株式会社三井住友銀行 | 7,853     |
|      | 株式会社みずほ銀行  | 2,535     |
|      | 株式会社コナカ    | 2,100     |

(注) 上記、借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

## (11) 主要な事業所

| 会社名                                       | 所在地                          | 店舗数 |
|-------------------------------------------|------------------------------|-----|
| 当社                                        | 本社：東京都港区                     | 216 |
| 株式会社パーンデストローズジャパンリミテッド                    | 本社：東京都港区                     | 46  |
| ノーマディック株式会社                               | 本社：東京都港区                     | —   |
| Samantha Thavasa China Limited            | 本社：Causeway Bay, Hong Kong   | —   |
| Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited | 本社：中国上海市                     | —   |
| Samantha Thavasa Singapore Pte. Ltd.      | 本社：Tan Chong Tower Singapore | —   |
| STL Co., Limited                          | 本社：大韓民国ソウル市                  | 24  |



(12) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の急激な減少により、前連結会計年度に35億21百万円、当連結会計年度に27億55百万円の営業損失を計上いたしました。

このような状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当該事象又は状況を解消するための対策として、取引銀行とは引き続き借入継続の支援を受けるとともに株式会社コナカからは2021年11月に13億円の長期借入を行うなど、財務基盤の安定性を高めております。

また、資金面についても在庫効率の改善や人件費等の固定費削減にも取り組んだ結果、2022年2月末時点において、30億61百万円の現金及び現金同等物を有しており、当面の経営に支障をきたさない資金を確保しております。

以上より、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 134,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 65,851,417株
- (3) 株 主 数 18,706名
- (4) 大 株 主

| 株 主 名             | 持 株 数        | 持 株 比 率    |
|-------------------|--------------|------------|
| 株 式 会 社 コ ナ カ     | 千株<br>38,910 | %<br>59.09 |
| 寺 田 和 正           | 11,046       | 16.78      |
| 清 水 優             | 1,350        | 2.05       |
| 山 下 良 久           | 248          | 0.38       |
| 河 原 塚 隆 史         | 231          | 0.35       |
| 宮 澤 久 徳           | 201          | 0.31       |
| 金 室 貴 久           | 171          | 0.26       |
| 株 式 会 社 S B I 証 券 | 159          | 0.24       |
| 平 野 秀 和           | 155          | 0.24       |
| 有 限 会 社 梅 林 堂     | 148          | 0.22       |

(注) 持株比率は自己株式(214株)を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) **当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**  
該当事項はありません。
- (2) **当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地位        | 氏名      | 担当及び重要な兼職の状況                                           |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 門 田 剛   | 株式会社STK代表取締役社長                                         |
| 取 締 役     | 永 井 利 博 | 管理統括本部長                                                |
| 取 締 役     | 小 嶋 裕 之 | 株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド代表取締役社長                          |
| 取 締 役     | 世 永 垂 実 |                                                        |
| 取 締 役     | 湖 中 謙 介 | 株式会社コナカ代表取締役社長CEOグループ代表                                |
| 取 締 役     | 守 屋 宏 一 | 守屋法律事務所長<br>株式会社タムラ製作所社外監査役<br>サンフロンティア不動産株式会社社外監査役    |
| 取 締 役     | 米 田 幸 正 | シーオス株式会社社外取締役<br>国土館大学経営学部 客員教授                        |
| 常 勤 監 査 役 | 永 末 真 也 |                                                        |
| 監 査 役     | 野 本 昌 城 | 野本法律会計事務所代表<br>岡本硝子株式会社社外監査役                           |
| 監 査 役     | 大 橋 一 生 | 大橋一生公認会計士事務所代表<br>株式会社サンリオ社外監査役<br>株式会社グラフィートデザイン社外監査役 |

- (注) 1. 取締役守屋宏一氏及び取締役米田幸正氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役永末真也氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役永末真也氏及び監査役大橋一生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役守屋宏一氏、取締役米田幸正氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
5. 取締役湖中謙介氏の兼職先であります株式会社コナカは当社の親会社であります。
6. 取締役守屋宏一氏、取締役米田幸正氏、監査役永末真也氏、監査役野本昌城氏及び監査役大橋一生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

2021年5月27日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、取締役吉田直人氏は任期満了により退任いたしました。

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役及び監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は89%を当社、11%を取締役及び監査役が負担しております。当該保険契約により、被保険者が会社役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の額

| 区分               | 支給人員       | 報酬等の額            |
|------------------|------------|------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(2名) | 71百万円<br>(7百万円)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 14百万円<br>(14百万円) |
| 合計               | 11名        | 85百万円            |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当事業年度末日現在の取締役は7名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2021年5月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含めて記載しているためであります。

##### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2005年5月26日開催の第10回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。

##### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社の取締役の報酬については、企業価値の中長期的・持続的な向上を目的として、職責に応じた適正な水準とすることとし、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。具体的には、金銭による月例の固定報酬のみとし、業績連動報酬や非金銭報酬は支給いたしません。取締役会において報酬の総額を決議したうえで、その配分の決定を代表取締役社長に委任しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法並びに決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長門田剛氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務に応じた貢献度等を総合的に評価するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                    |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 守屋 宏一 | 当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。当連結会計年度においては、米国拠点の清算方法ほかブランド事業における様々な法的な対応手段について適確な助言をいただきました。                                         |
| 取締役 | 米田 幸正 | 2021年5月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に日用雑貨業界の会社経営経験者としての知見及び学識者としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。当連結会計年度においては、本社社員向けに意識改革講話をいただきました。また新システム導入における社内体制整備に貢献いただきました。 |
| 監査役 | 永末 真也 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。                                                                                                                               |
| 監査役 | 野本 昌城 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。                                                                                                                                      |
| 監査役 | 大橋 一生 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。                                                                                                                               |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人アリア

(注) 2021年5月27日開催の第27回定時株主総会において、新たに監査法人アリアが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった東邦監査法人は退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

| 区 分                                 | 東邦監査法人 | 監査法人アリア |
|-------------------------------------|--------|---------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 11百万円  | 31百万円   |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 11百万円  | 31百万円   |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度における報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### I 業務の適正を確保するための体制

当社グループの内部統制システムとして取締役会において決議した内容は以下のとおりです。

#### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程、情報管理規程、個人情報管理基本規程等の諸規程に基づき、保存媒体に応じて秘密保持に万全を期しながら、適時に閲覧等のアクセスが可能となるよう、検索性の高い状態で保存・管理する体制を確立する。

#### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係る損失の危険管理のため、リスク管理規程を関係子会社を含めた全社員に徹底し、当社に損失の危険を及ぼす諸事情が速やかに経営陣に把握されるような体制を整備し、全社的な経営危機が発生したときは代表取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置して、会社が被る損害を防止または最小限に止める。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。  
また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、定期的に代表取締役社長を含むトップ会議において各部門責任者から報告を求め、個別事項の検討を進め、最終的には取締役会の審議を経て、法令で定められた決議事項のほか、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適時に経営に関する重要事項を決定・修正するとともに、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
- ② 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により、各業務の執行に当たる取締役の権限の範囲、責任の所在等の具体的内容を明記する。
- ③ 内部監査担当部門が、「内部監査規程」に基づき、定期的に、場合によっては臨時に、監査役を同行するなどして徹底した内部監査を行い、終了後、代表取締役社長に対して、適時に、改善を摘示した監査報告書を提出する。

**(4) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① コンプライアンス体制の基礎を確立するため、「コンプライアンス室」を設置し、当社の使用人の適法性確保のために適時に対応できる体制の維持・強化を図る。
- ② コンプライアンス基本規程及び内部通報規程に基づき「コンプライアンス室」並びに「社外弁護士事務所」に「社内通報窓口」を設ける。
- ③ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、引き続き会計監査、業務監査を行う。
- ④ 取締役は、使用人による法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス室」に通報するものとし、併せて遅滞なく取締役会並びに監査役会に報告する。
- ⑤ 監査役は、当社のコンプライアンス体制全般の運用に問題があると認めるときは、「コンプライアンス室」に改善策の策定を求めることができる。

**(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① グループ各社における業務の適正を確保するため、当社グループ企業全てに適用する行動指針として定めた「THE Samantha Thavasa CODE」を継続的に遵守させる
- ② グループ各社の業務に関する重要な情報については、報告責任のある取締役が定期的または適時に報告して、意見を交換する。
- ③ 当社の取締役が、必要に応じて子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、各社の議事等を通じて、当社グループ全体の業務の適正な遂行を確保し、グループ会社において、法令違反等コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当社「コンプライアンス室」に対して、遅滞なく通報する。
- ④ グループ会社が、当社からの経営管理・指導の内容にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には、直ちに「コンプライアンス室」に報告する。
- ⑤ 当社監査室の内部監査を、監査役と協力体制を維持しつつ、今後ともグループ会社に対して定期的実施する。

**(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役補助者を任命しなければならない。また、監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等に



については全て監査役会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとするとともに、監査役補助者の評価は監査役会が独自に行うものとする。

② 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する。

② 監査役会は、定期的に代表取締役社長と協議のため会合を持ち、監査役会の意見がより直接的に経営に反映され、その実効性が確保されるよう、忌憚のない意見交換を行う。

**(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

社内通報窓口制度に関する規程において、監査役に情報提供を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない旨を規定するなど、当社及び各子会社は、監査役に前項(7)の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して不利な取扱いを行わない。

**(9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理のために、毎年度、監査役承認のもと必要な予算を設定し、監査役から前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済の請求があった場合には、速やかに対応するものとする。また、監査役がその職務の執行に関連して弁護士、公認会計士等の外部専門家に相談する場合の費用は、会社が負担することとする。

**(10) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制**

監査役が取締役及び部門長からヒアリングを行う機会を適宜確保するとともに、社長並びに「コンプライアンス室」及び「監査室」の担当者等と監査役との意見交換会を定期的に開催する。

## II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させており

ます。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 事業報告は次のように記載しております。

1. 記載金額については、表示金額未滿を切り捨てて表示しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。
3. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部            |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目              | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>11,709</b> | <b>流動負債</b>     | <b>7,297</b>  |
| 現金及び預金          | 3,253         | 支払手形及び買掛金       | 654           |
| 受取手形及び売掛金       | 1,038         | 短期借入金           | 3,914         |
| 商品及び製品          | 7,043         | 1年内返済予定の長期借入金   | 400           |
| 仕掛品             | 2             | 未払費用            | 1,708         |
| 原材料及び貯蔵品        | 91            | 未払金             | 51            |
| 前払費用            | 158           | 未払法人税等          | 116           |
| 未収入金            | 2             | 賞与引当金           | 186           |
| その他             | 118           | その他             | 266           |
| 貸倒引当金           | △0            | <b>固定負債</b>     | <b>10,759</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>8,865</b>  | 長期借入金           | 9,934         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,122</b>  | ポイント引当金         | 240           |
| 建物              | 1,626         | その他             | 584           |
| 車両運搬具           | 0             | <b>負債合計</b>     | <b>18,057</b> |
| 什器備品            | 69            | <b>純資産の部</b>    |               |
| 土地              | 3,412         | <b>株主資本</b>     | <b>2,306</b>  |
| 建設仮勘定           | 12            | 資本金             | 2,132         |
| その他             | 2             | 資本剰余金           | 7,921         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,528</b>  | 利益剰余金           | △7,747        |
| 商標権             | 1,165         | 自己株式            | △0            |
| ソフトウェア          | 347           | その他の包括利益累計額     | △77           |
| その他             | 16            | その他有価証券評価差額金    | 0             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,214</b>  | 為替換算調整勘定        | △77           |
| 投資有価証券          | 28            | <b>非支配株主持分</b>  | <b>288</b>    |
| 差入保証金           | 1,863         | <b>純資産合計</b>    | <b>2,517</b>  |
| 長期前払費用          | 27            | <b>負債・純資産合計</b> | <b>20,574</b> |
| その他             | 294           |                 |               |
| <b>資産合計</b>     | <b>20,574</b> |                 |               |

## 連 結 損 益 計 算 書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額   |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                         |       | 25,366 |
| 売 上 原 価                       |       | 12,217 |
| 売 上 総 利 益                     |       | 13,149 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       | 15,905 |
| 営 業 損 失                       |       | 2,755  |
| 営 業 外 収 益                     |       |        |
| 受 取 利 息                       | 8     |        |
| 受 取 配 当 金                     | 5     |        |
| 為 替 差 益                       | 151   |        |
| 不 動 産 賃 貸 料                   | 118   |        |
| 補 助 金 収 入                     | 161   |        |
| そ の 他                         | 49    | 494    |
| 営 業 外 費 用                     |       |        |
| 支 払 利 息                       | 136   |        |
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料       | 6     |        |
| 不 動 産 賃 貸 費 用                 | 39    |        |
| そ の 他                         | 51    | 234    |
| 経 常 損 失                       |       | 2,495  |
| 特 別 利 益                       |       |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 92    | 92     |
| 特 別 損 失                       |       |        |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 7     |        |
| 減 損 損 失                       | 1,612 |        |
| そ の 他                         | 33    | 1,653  |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         |       | 4,056  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 74    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △39   | 34     |
| 当 期 純 損 失                     |       | 4,090  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 61     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |       | 4,152  |

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |      |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                     | 2,132   | 7,921 | △3,594 | △0   | 6,459  |
| 当 期 変 動 額                     |         |       |        |      |        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失       |         |       | △4,152 |      | △4,152 |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |         |       |        |      | -      |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | -       | -     | △4,152 | -    | △4,152 |
| 当 期 末 残 高                     | 2,132   | 7,921 | △7,747 | △0   | 2,306  |

|                               | その他の包括利益累計額      |              |                       | 非支配<br>株主持分 | 純資産合計  |
|-------------------------------|------------------|--------------|-----------------------|-------------|--------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |             |        |
| 当 期 首 残 高                     | 45               | 63           | 108                   | 224         | 6,792  |
| 当 期 変 動 額                     |                  |              |                       |             |        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失       |                  |              | -                     |             | △4,152 |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) | △44              | △141         | △185                  | 63          | △122   |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | △44              | △141         | △185                  | 63          | △4,274 |
| 当 期 末 残 高                     | 0                | △77          | △77                   | 288         | 2,517  |

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

|          |                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 9社                                                                                                                                                                                                                                             |
| 連結子会社の名称 | 株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド<br>ノーマディック株式会社<br>株式会社サマンサタバサリゾート<br>株式会社S T K<br>SAMANTHA THAVASA USA, INC.<br>Samantha Thavasa Singapore Pte. Ltd.<br>Samantha Thavasa China Limited<br>Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited<br>STL Co. ,Limited |

#### (2) 非連結子会社の状況

|           |                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 非連結子会社の数  | 2社                                                        |
| 非連結子会社の名称 | Samantha Thavasa International Co. ,Limited<br>株式会社エフブランド |

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の状況

|             |    |
|-------------|----|
| 持分法適用の関連会社数 | 一社 |
|-------------|----|

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の状況

|                    |                                                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------|
| 持分法を適用しない非連結子会社の名称 | Samantha Thavasa International Co. ,Limited<br>株式会社エフブランド |
|--------------------|-----------------------------------------------------------|

持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は以下のとおりであります。

(決算日が11月30日の会社)

SAMANTHA THAVASA USA, INC.

(決算日が12月31日の会社)

Samantha Thavasa China Limited

Samantha Thavasa Shanghai Trading Limited

株式会社サマンサタバサリゾート

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ②デリバティブ

時価法

##### ③たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a) 商品・製品

移動平均法

b) 貯蔵品

最終仕入原価法

c) 仕掛品

個別法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～40年

車両運搬具 2～6年

什器備品 2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づき、また商標権については、10年の定額法によっております。

- |         |                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| ③リース資産  | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |
| ④長期前払費用 | 均等償却によっております。                                                    |

**(3) 重要な引当金の計上基準**

- |          |                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ①貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ②賞与引当金   | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。                                   |
| ③ポイント引当金 | ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。                 |

**(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準**

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

**(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項**

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

**(表示方法の変更に関する注記)**

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「不動産賃貸費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「不動産賃貸費用」は24百万円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(表示単位の変更)

当連結会計年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。



## (会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|          |          |
|----------|----------|
| 有形固定資産   | 5,122百万円 |
| 無形固定資産   | 1,528百万円 |
| 投資その他の資産 | 1,890百万円 |

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候を判定するに当たっては、主として事業用資産である店舗を基礎として資産のグルーピングを行っており、店舗ごとに減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が認められる店舗については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の事業計画を基礎として、店舗ごとの固有の経済条件を主要な仮定として織り込んで作成しておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の営業実績が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルスの収束時期等の仮定については、今後の感染拡大、収束時期や収束後の市場、消費者動向には不確実性がありますが、当社グループは、このような状況は2023年2月期第2四半期には概ね正常化すると仮定して、将来キャッシュ・フローの算定を実施しております。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

|    |          |
|----|----------|
| 商品 | 47百万円    |
| 建物 | 805百万円   |
| 土地 | 2,652百万円 |
| 計  | 3,505百万円 |

②担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 仕入債務          | 0百万円      |
| 短期借入金         | 2,791百万円  |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 400百万円    |
| 長期借入金         | 7,824百万円  |
| 計             | 11,015百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 10,088百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 65,851,417株
2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の保証された債券及び短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。また、デリバティブ取引は、基本的に外貨建金銭債権債務の残高及び将来の外貨建仕入取引の範囲内で為替予約取引等を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、百貨店等商業施設運営会社などの信用度の高い相手先に集約することにより、リスクの低減を行っております。

投資有価証券は、主に企業間取引の強化を目的とした株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するようにしております。

差入保証金は、主に貸借店舗の敷金・保証金であり、貸借人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金の資金用途は、運転資金及び設備投資資金であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

営業債務や借入金は、流動性のリスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理をしています。

デリバティブ取引は、為替変動リスク回避のため為替予約取引を実施しており、基本的に外貨建金銭債権債務の残高及び将来の外貨建仕入取引の範囲内で為替予約取引等を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：百万円）

|                                     | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価    | 差 額 |
|-------------------------------------|----------------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金                          | 3,253          | 3,253  | -   |
| (2) 受取手形及び売掛金                       | 1,038          | 1,038  | -   |
| (3) 投資有価証券                          | 28             | 28     | -   |
| (4) 差入保証金(※1)                       | 1,685          | 1,624  | △61 |
| 資産計                                 | 6,007          | 5,945  | △61 |
| (1) 支払手形及び買掛金                       | 654            | 654    | -   |
| (2) 未払費用                            | 1,708          | 1,708  | -   |
| (3) 未払金                             | 51             | 51     | -   |
| (4) 短期借入金                           | 3,914          | 3,914  | -   |
| (5) 長期借入金<br>(1年内返済予定の<br>長期借入金を含む) | 10,334         | 10,334 | -   |
| 負債計                                 | 16,662         | 16,662 | -   |
| デリバティブ取引(※2)                        | 0              | 0      | -   |

(※1) 差入保証金については、金融商品相当額のみを表示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で表示する方法によっております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

#### (1) 現金及び預金及び(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

#### (4) 差入保証金

一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払費用、(3) 未払金及び(4) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

取引金融機関等から提示された価格によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額16百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## (貸貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 33円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失金額 | 63円06銭 |

## (追加情報に関する注記)

### (財務制限条項)

短期借入金のうち2,791百万円、1年内返済予定の長期借入金400百万円、長期借入金のうち7,824百万円(2020年10月27日付シンジケートローン契約)には下記の財務制限条項が付されております。

- ①2022年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日において、連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産金額を、2021年2月期末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結及び単体の貸借対照表に記載される純資産金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ②2021年2月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結及び単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。
- ③株式会社コナカの連結子会社であることを維持すること。
- ④全貸付人及びエージェントの事前承諾なく、株式会社コナカを債権者とする2020年10月15日付の8億円の借入金の弁済を行わないこと。

なお、当連結会計年度末において、当社は上記の財務制限条項に抵触しておりますが、借入先の金融機関からは、期限の利益の喪失に係る権利行使をしない旨の同意を得ております。

## 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部                |                |
|-----------------|---------------|------------------------|----------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                    | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>10,455</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>5,939</b>   |
| 現金及び預金          | 2,577         | 支払手形及び買掛金              | 363            |
| 受取手形及び売掛金       | 1,825         | 短期借入金                  | 2,914          |
| 商品及び製品          | 6,366         | 1年内返済予定の長期借入金          | 400            |
| 原材料及び貯蔵品        | 71            | 未払金                    | 23             |
| 前渡金             | 53            | 未払費用                   | 1,752          |
| 前払費用            | 137           | 未払法人税等                 | 112            |
| 未収入金            | 75            | 未払消費税等                 | 97             |
| 関係会社短期貸付金       | 1,670         | 賞与引当金                  | 163            |
| その他             | 206           | その他                    | 112            |
| 貸倒引当金           | △2,528        | <b>固 定 負 債</b>         | <b>10,453</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>7,494</b>  | 長期借入金                  | 9,924          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,974</b>  | 預り保証金                  | 96             |
| 建物              | 1,486         | ポイント引当金                | 240            |
| 車両運搬具           | 0             | 繰延税金負債                 | 55             |
| 什器備品            | 61            | その他                    | 135            |
| 土地              | 3,412         |                        |                |
| 建設仮勘定           | 12            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>16,392</b>  |
| その他             | 2             | <b>純資産の部</b>           |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>407</b>    | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,552</b>   |
| 商標権             | 66            | <b>資 本 金</b>           | <b>2,132</b>   |
| ソフトウェア          | 337           | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>9,932</b>   |
| 電話加入権           | 0             | 資本準備金                  | 35             |
| その他             | 2             | その他資本剰余金               | 9,897          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,112</b>  | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>△10,512</b> |
| 投資有価証券          | 12            | その他利益剰余金               | △10,512        |
| 関係会社株式          | 218           | 繰越利益剰余金                | △10,512        |
| 差入保証金           | 1,561         | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△0</b>      |
| 長期前払費用          | 24            | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>4</b>       |
| 関係会社長期立替金       | 156           | その他有価証券評価差額金           | 4              |
| その他             | 294           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,557</b>   |
| 貸倒引当金           | △157          | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>17,949</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>17,949</b> |                        |                |

## 損 益 計 算 書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 19,472 |
| 売 上 原 価                 |       | 9,674  |
| 売 上 総 利 益               |       | 9,797  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 12,344 |
| 営 業 損 失                 |       | 2,546  |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 26    |        |
| 受 取 配 当 金               | 5     |        |
| 為 替 差 益                 | 23    |        |
| 不 動 産 賃 貸 料             | 118   |        |
| 補 助 金 収 入               | 134   |        |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 161   |        |
| そ の 他                   | 45    | 515    |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 128   |        |
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料 | 6     |        |
| 不 動 産 賃 貸 費 用           | 39    |        |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 276   |        |
| そ の 他                   | 44    | 496    |
| 経 常 損 失                 |       | 2,526  |
| 特 別 利 益                 |       |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 70    | 70     |
| 特 別 損 失                 |       |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 1     |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 49    |        |
| 関 係 会 社 債 権 放 棄 損       | 40    |        |
| 減 損 損 失                 | 1,531 |        |
| そ の 他                   | 33    | 1,657  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |       | 4,113  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 73    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | -     | 73     |
| 当 期 純 損 失               |       | 4,186  |

## 株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |          |                     |
|-------------------------|---------|-------|----------|---------------------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 |          | 利益剰余金               |
|                         |         | 資本準備金 | その他資本剰余金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |
| 当 期 首 残 高               | 2,132   | 35    | 9,897    | △6,325              |
| 当 期 変 動 額               |         |       |          |                     |
| 当 期 純 損 失               |         |       |          | △4,186              |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |       |          |                     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -     | -        | △4,186              |
| 当 期 末 残 高               | 2,132   | 35    | 9,897    | △10,512             |

|                         | 株主資本 |        | 評価・換算差額等         | 純資産合計  |
|-------------------------|------|--------|------------------|--------|
|                         | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券<br>評価差額金 |        |
| 当 期 首 残 高               | △0   | 5,739  | 14               | 5,753  |
| 当 期 変 動 額               |      |        |                  |        |
| 当 期 純 損 失               |      | △4,186 |                  | △4,186 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |      | -      | △9               | △9     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -    | △4,186 | △9               | △4,196 |
| 当 期 末 残 高               | △0   | 1,552  | 4                | 1,557  |

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券 時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
- (3) デリバティブ 時価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- (1) 商品・製品 移動平均法
- (2) 貯蔵品 最終仕入原価法

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

|       |       |
|-------|-------|
| 建物    | 3～40年 |
| 車両運搬具 | 2～6年  |
| 什器備品  | 2～20年 |

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 長期前払費用 均等償却によっております。



#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。
- (3) ポイント引当金 ポイントカードにより顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「不動産賃貸費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「不動産賃貸費用」は24百万円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(表示単位の変更)

当事業年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位へ変更しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

|          |          |
|----------|----------|
| 有形固定資産   | 4,974百万円 |
| 無形固定資産   | 407百万円   |
| 投資その他の資産 | 1,586百万円 |

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の注記事項(会計上の見積りに関する注記)に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産

|    |          |
|----|----------|
| 商品 | 47百万円    |
| 建物 | 805百万円   |
| 土地 | 2,652百万円 |
| 計  | 3,505百万円 |

#### ②担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 仕入債務          | 0百万円      |
| 短期借入金         | 2,791百万円  |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 400百万円    |
| 長期借入金         | 7,824百万円  |
| 計             | 11,015百万円 |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

9,621百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 3. 区分表示されたもの以外で、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

|                |          |
|----------------|----------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 3,023百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 88百万円    |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 2,141百万円 |

### 4. 債務保証

下記の関係会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 株式会社バーンデストローズジャパンリミテッド | 1,000百万円 |
|------------------------|----------|

## (損益計算書に関する注記)

### 関係会社との取引高

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 営業取引による取引高      |        |
| 売上高             | 50百万円  |
| 仕入高             | 163百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 33百万円  |

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 214株

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |                                        |
|-----------------------|----------------------------------------|
| 繰延税金資産                |                                        |
| たな卸資産評価損              | 136百万円                                 |
| 賞与引当金                 | 50百万円                                  |
| 未払事業税                 | 12百万円                                  |
| 法定福利費                 | 6百万円                                   |
| 繰越欠損金                 | 3,760百万円                               |
| 関係会社株式評価損             | 511百万円                                 |
| 貸倒引当金                 | 822百万円                                 |
| 減損損失                  | 614百万円                                 |
| ポイント引当金               | 73百万円                                  |
| 資産除去債務                | 238百万円                                 |
| その他                   | 146百万円                                 |
| 繰延税金資産小計              | <u>6,371百万円</u>                        |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | $\triangle 3,760$ 百万円                  |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | $\triangle 2,602$ 百万円                  |
| 評価性引当額小計              | <u><math>\triangle 6,362</math>百万円</u> |
| 繰延税金資産合計              | <u>8百万円</u>                            |
| 繰延税金負債                |                                        |
| その他有価証券評価差額金          | $\triangle 2$ 百万円                      |
| 現物出資差額                | $\triangle 53$ 百万円                     |
| 資産除去債務(資産)            | $\triangle 7$ 百万円                      |
| その他                   | $\triangle 1$ 百万円                      |
| 繰延税金負債合計              | <u><math>\triangle 64</math>百万円</u>    |
| 繰延税金負債の純額             | <u><math>\triangle 55</math>百万円</u>    |

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称      | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額  | 科目    | 期末残高  |
|-----|-------------|---------------|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 親会社 | 株式会社<br>コナカ | 直接59.1%       | 役員の兼任         | 資金の借入 | 1,300 | 長期借入金 | 2,100 |
|     |             |               |               | 利息の支払 | 11    | 未払費用  | 2     |

### 2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属性                      | 会社等の名称                                                | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容  | 取引金額          | 科目            | 期末残高  |
|-------------------------|-------------------------------------------------------|---------------|---------------|--------|---------------|---------------|-------|
| 子会社                     | 株式会社<br>バーンデスト<br>ローズジャパン<br>リミテッド                    | 直接100.0%      | 役員の兼任         | 貸付金返済  | 200           | 関係会社<br>短期貸付金 | 1,070 |
|                         |                                                       |               |               | 保証金の預り | —             | 預り保証金         | 40    |
|                         |                                                       |               |               | 利息の受取  | 13            | —             | —     |
|                         |                                                       |               |               | 債務の保証  | 1,000         | —             | —     |
|                         | Samantha<br>Thavasa<br>China<br>Limited               | 直接100.0%      | 役員の兼任         | 商品の販売  | —             | 売掛金           | 873   |
|                         | Samantha<br>Thavasa<br>Shanghai<br>Trading<br>Limited | 間接100.0%      | 役員の兼任         | 商品の販売  | 0             | 売掛金           | 143   |
|                         | SAMANTHA<br>THAVASA<br>USA, INC.                      | 直接100.0%      | 役員の兼任         | 債権放棄   | 12            | —             | —     |
| 株式会社サ<br>マンサタバ<br>サリゾート | 直接100.0%                                              | 役員の兼任         | 資金の貸付         | —      | 関係会社<br>短期貸付金 | 580           |       |
|                         |                                                       |               | 利息の受取         | 6      | —             | —             |       |
|                         |                                                       |               | 債権放棄          | 28     | —             | —             |       |
| ノーマディッ<br>ク株式会社         | 直接100.0%                                              | 役員の兼任         | 事業の譲受         | 93     | —             | —             |       |
|                         |                                                       |               | 譲受資産          | 93     | —             | —             |       |
|                         |                                                       |               | 譲受負債          | 0      | —             | —             |       |

(注) 子会社への貸倒懸念債権等に対し、合計2,685百万円の貸倒引当金を計上しております。

### 3. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性                                     | 会社等の名称                                                       | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容  | 取引金額 | 科目   | 期末残高 |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------|-----------|--------|------|------|------|
| 主要株主<br>(個人)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社 | 株式会社<br>ケイティエ<br>エム                                          | —         | 店舗の賃借     | 賃借料の支払 | 7    | 前払費用 | —    |
|                                        | 株式会社サ<br>マンサグロ<br>ーバルブラン<br>ディング<br>アンドリサ<br>ーチインス<br>ティチュート | —         | 役員の兼任     | 業務委託   | 133  | —    | —    |
|                                        |                                                              |           |           | 事務所の賃貸 | 14   | 未収入金 | 3    |
|                                        |                                                              |           |           | 商品の販売  | 135  | 売掛金  | 21   |

(注) 上記1及び2の金額のうち、取引金額には消費税等は含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

#### (1 株当たり情報に関する注記)

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 23円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失金額 | 63円58銭 |

#### (追加情報に関する注記)

(財務制限条項)

連結注記表(追加情報に関する注記(財務制限条項))に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## (その他の注記)

(共通支配下の取引等(当社と連結子会社ノーマディック株式会社との間の事業譲渡))

### (1) 取引の概要

#### ①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：ノーマディックブランドの運営に関する事業

事業の内容：鞆、小物の企画、製造、販売

#### ②企業結合日

2022年2月28日

#### ③企業結合の法的形式

当社の連結子会社であるノーマディック株式会社を譲渡会社、当社を譲受会社とする事業譲渡

#### ④結合後企業の名称

変更はありません。

#### ⑤その他取引の概要に関する事項

当社の連結子会社であるノーマディック株式会社は、移動（街歩き、ビジネス、トラベル、ステーションナリー）をテーマとした生活雑貨を企画し、全国の専門店で販売を行っております。当社は、ノーマディックブランドと当社のメンズブランドとを一体運営することにより経営資源を効率化するとともに、ノーマディックブランドを機動的に展開しブランド価値を向上させることを目的として事業譲受を実施しました。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月21日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月21日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド  
取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中康之 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの2021年3月1日から2022年2月28日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等、会計監査人から評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月21日

株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 監査役会

|       |        |
|-------|--------|
| 常勤監査役 | 永末真也 ㊟ |
| 監査役   | 野本昌城 ㊟ |
| 監査役   | 大橋一生 ㊟ |

(注) 監査役の全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備え、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所であります。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第12条(条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> | <p>第1条～第12条(現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第14条～第31条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第14条～第31条 (現行のとおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 当社は、<u>会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ 前項の補欠監査役の選任に係る当該決議が効力を有する期間は、<u>決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第34条～第49条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p>(任 期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合には、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第34条～第49条（現行のとおり）</p> <p>（附則）</p> <p>1 <u>定款第13条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本總會終結の時をもって、現任の取締役7名は任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | よねだ ゆきまさ<br>米田 幸正<br>(1950年10月22日生) | 1976年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>2003年3月 株式会社ハックキミサワ（現株式会社CFSコーポレーション）<br>代表取締役社長<br>2007年5月 ビジョン株式会社 国際事業・子育て支援事業担当 常務取締役<br>2009年5月 スギホールディングス株式会社<br>代表取締役社長<br>2009年5月 株式会社スギ薬局 代表取締役社長<br>2012年4月 エステー株式会社 代表執行役社長<br>2013年6月 大王製紙株式会社 社外取締役<br>2014年4月 Japan Health Incubate (JHI) Senior Advisor & Incubator（現）<br>2014年7月 韓国 MEGAMART社<br>戦略アドバイザー<br>2015年7月 フマキラー株式会社<br>戦略アドバイザー（現）<br>2016年4月 株式会社FiNC Technologies<br>アドバイザリーボード（現）<br>2016年5月 シーオス株式会社 社外取締役（現）<br>2021年4月 国土舘大学経営学部 客員教授（現）<br>2021年5月 当社社外取締役就任（現）<br><重要な兼職の状況><br>・シーオス株式会社社外取締役<br>・国土舘大学経営学部客員教授 | —          |
| 2     | よなが あみ<br>世永 亜実<br>(1977年9月30日生)    | 2002年2月 株式会社アミューズ退社<br>2002年2月 当社入社<br>当社プレスマーケティング部課長及び部長を歴任<br>2007年9月 当社執行役員就任 プレスマーケティング部担当<br>2012年3月 当社上席執行役員就任 プレスマーケティング部担当<br>2017年3月 当社上席執行役員 社長室担当<br>2018年3月 当社上席執行役員 新規事業・新業態開発事業本部担当<br>2019年5月 当社取締役就任（非常勤）（現）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | —          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | こなか けんすけ<br>湖中謙介<br>(1960年10月16日生) | <p>1982年4月 日本テーラー株式会社入社<br/>1991年5月 株式会社コナカと合併により、同社取締役<br/>1999年12月 同社常務取締役<br/>2003年2月 同社専務取締役<br/>2005年10月 同社代表取締役社長<br/>2018年12月 同社代表取締役社長CEO<br/>2019年12月 当社取締役就任（非常勤）（現）<br/>2019年12月 株式会社コナカ代表取締役社長CEO<br/>グループ代表（現）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>・株式会社コナカ代表取締役社長CEOグループ代表</p>    | —          |
| 4     | もりや こういち<br>守屋宏一<br>(1960年9月29日生)  | <p>1989年4月 弁護士登録<br/>1989年4月 本間法律事務所入所<br/>2000年7月 守屋法律事務所長（現）<br/>2001年6月 株式会社タムラ製作所社外監査役就任（現）<br/>2004年5月 当社監査役就任<br/>2014年6月 サンフロンティア不動産株式会社社外監査役就任（現）<br/>2018年5月 当社監査役退任<br/>当社社外取締役就任（現）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;<br/>・守屋法律事務所長<br/>・株式会社タムラ製作所社外監査役<br/>・サンフロンティア不動産株式会社社外監査役</p> | —          |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | ※<br>いぐし くみこ<br>伊 申 久美子<br>(1968年9月3日生) | <p>2000年10月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社 (現デロイトトーマツコンサルティング合同会社) テレコム&amp;メディア事業部マネジャー</p> <p>2003年9月 日本ビューレット・パッカード株式会社 (現ビューレット・パッカード合同会社) 経営企画室渉外部部長兼日本代表ロビイスト</p> <p>2006年6月 エーオンホールディングスジャパン株式会社経営企画部門長兼新規事業開発部長、エーオンリスクサービスジャパン株式会社 (現エーオンジャパン株式会社) 営業市場開発部長、エーオンコンサルティングジャパン株式会社 (現エーオン ソリューションズ ジャパン株式会社) HRコンサルティング・ディレクター</p> <p>2009年6月 ハーバード大学公共政策大学院行政学修士号 (MPA) 取得</p> <p>2011年9月 日本アイ・ビー・エム株式会社グローバル・ビジネス・サービス事業 戦略市場開発部長</p> <p>2012年7月 同社グローバル・ビジネス・サービス事業 コンサルティング部門アソシエイト・パートナー</p> <p>2014年9月 株式会社霞ヶ関総合研究所設立 代表取締役社長 (CEO兼COO)</p> <p>2015年11月 株式会社USEN 社外取締役</p> <p>2016年4月 株式会社アマガサ 社外取締役</p> <p>2017年7月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役</p> <p>2018年7月 株式会社ビジョナリーホールディングス 社外取締役 (現)</p> <p>2020年3月 株式会社ブロードリーフ 社外取締役 (現)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社ビジョナリーホールディングス 社外取締役</li> <li>・株式会社ブロードリーフ 社外取締役</li> </ul> | —          |

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 湖中謙介氏は、当社の親会社である株式会社コナカの代表取締役であり、過去10年間においても同社の代表取締役でありました。なお同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
4. 守屋宏一氏及び伊申久美子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 守屋宏一氏及び伊申久美子氏を社外取締役候補者とした理由並びに両氏に期待される役割は、以下のとおりであります。
- (1) 守屋宏一氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありません

- が、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に囚われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。
- (2) 伊申久美子氏は、企業経営者及び他の企業の役員を歴任していることや、事業戦略等の業務に従事されたことから、特に新規事業開発や海外市場展開等について専門的知識や豊富な経験を有しております。これらを活かして、当社の新規事業戦略、海外事業展開等に対して、様々な観点から助言を得ることを期待し、社外取締役候補者といたしました。
  6. 守屋宏一氏は、現在当社の社外取締役ですが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
  7. 当社は、守屋宏一氏及び米田幸正氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。守屋宏一氏の選任が承認可決された場合、当社と同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、伊申久美子氏の選任が承認可決された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
  8. 当社は、全ての取締役を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の再任が承認可決された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、伊申久美子氏の選任が承認可決された場合は、同氏を当該保険契約の被保険者とする予定であります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。
  9. 当社は、守屋宏一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、伊申久美子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合は、独立役員として指定する予定であります。
  10. 世永亜実氏の戸籍上の氏名は、戸口亜実氏であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、現任の監査役3名は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>さ え き し ょ う じ<br>佐 伯 章 二<br>(1960年10月25日生) | 1979年4月 熊本国税局入局<br>2008年7月 麻布税務署副署長<br>2016年7月 東京国税局総務部事務管理第三課長<br>2017年7月 千葉西税務署署長<br>2018年7月 国税庁税務大学校総合教育部主任教授<br>2019年7月 東京国税局総務部税務相談室長<br>2020年7月 甲府税務署長<br>2021年8月 税理士登録、佐伯章二税理士事務所所長(現)<br><br><重要な兼職の状況><br>・佐伯章二税理士事務所所長                                                                                                                   | —          |
| 2     | の も と ま さ き<br>野 本 昌 城<br>(1951年10月24日生)        | 1984年4月 検事任官<br>2002年4月 法務省大臣官房租税訟務課長<br>2004年4月 東京地方検察庁刑事部副部長<br>2005年4月 仙台地方検察庁公判部長<br>2006年4月 東京地方検察庁公安部副部長<br>2007年4月 公安調査庁総務課長<br>2010年4月 東京高等検察庁公安部<br>2010年9月 弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>2010年10月 野本法律会計事務所代表(現)<br>2015年6月 大林道路株式会社社外監査役就任<br>2015年6月 岡本硝子株式会社社外監査役就任(現)<br>2016年5月 当社監査役就任(現)<br><br><重要な兼職の状況><br>・野本法律会計事務所代表<br>・岡本硝子株式会社社外監査役 | —          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | おおはし かずお<br>大橋 一生<br>(1954年6月9日生) | <p>1980年4月 監査法人中央会計事務所（のち中央青山監査法人・みずぎ監査法人）</p> <p>1983年3月 公認会計士登録</p> <p>1993年8月 同社社員（パートナー）</p> <p>1998年8月 同社代表社員（シニアパートナー）</p> <p>2006年7月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入社</p> <p>2006年7月 同社代表社員（シニアパートナー）</p> <p>2016年7月 大橋一生公認会計士事務所代表（現）</p> <p>2017年6月 株式会社サンリオ社外監査役就任（現）</p> <p>2019年5月 株式会社グラフィイトデザイン社外監査役就任（現）</p> <p>2019年5月 当社監査役就任（現）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大橋一生公認会計士事務所代表</li> <li>・株式会社サンリオ社外監査役</li> <li>・株式会社グラフィイトデザイン社外監査役</li> </ul> | —          |

- (注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 佐伯章二氏、野本昌城氏及び大橋一生氏は、社外監査役候補者であります。
4. 野本昌城氏及び大橋一生氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって野本昌城氏が6年、大橋一生氏は3年となります。
5. 社外監査役候補者は、いずれも豊富な経験と幅広い見識を有し、経営全般の監視と、より一層適正な監査を実現する観点から、社外監査役として選任をお願いするものでございます。
6. 佐伯章二氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士の資格を有する会計実務に精通した人材であり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断するものであります。
7. 野本昌城氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門性と複数の企業の監査役としての豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断するものであります。
8. 大橋一生氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士及び税理士の資格を有する会計実務に精通した人材であり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断するものであります。
9. 当社は、野本昌城氏及び大橋一生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。両氏の再任が承認可決された場合、当社と両氏の間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、佐伯章二氏の選任が承認可決された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

10. 当社は、野本昌城氏及び大橋一生氏を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。両氏の再任が承認可決された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、佐伯章二氏の選任が承認可決された場合は、同氏を当該保険契約の被保険者とする予定であります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。
11. 当社は、野本昌城氏及び大橋一生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、佐伯章二氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合は、独立役員として指定する予定であります。

以上





## 株主総会会場ご案内図

東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階  
TKPガーデンシティPREMIUM田町 ホール4C  
電話03-5439-6119



交通手段：JR京浜東北線 田町駅 東口 徒歩1分  
JR山手線 田町駅 東口 徒歩1分  
都営浅草線 三田駅 A4 徒歩5分  
都営三田線 三田駅 A4 徒歩5分

(お車での来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。)



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。